



小鮎 公民館だより

発行■厚木市立小鮎公民館

電話■(046)241-1265 FAX■(046)243-1013

E-Mail■0258@city.atsugi.kanagawa.jp

各地区の公民館だよりは、厚木市ホームページをご覧ください。



小鮎地区ふれあい宣言の合言葉「小鮎からつなげようみんなの絆」

令和6年度も
さまざまな事業を開催します

令和6年度が始まりました。昨年度は、
新型コロナウイルス問題も落ち着き、コ
ナ禍前のような事業が開催できました。
今年度もさまざまな事業を計画していま
す。ぜひ、お気軽にご参加ください。詳細
は今後の公民館だよりでお知らせします。



▶木管三重奏演奏会
(学級・講座事業)

▶運動会
(体育振興会事業)



▶小さな花火大会
(コミュニティ振興会事業)



▶秋季健康まつり
(コミュニティ振興会事業)



▲お楽しみ会 (文化振興会事業)

▶寄せ植え教室
(学級・講座事業)



YouTubeで公開!

第44回小鮎地区 公民館まつり



<https://youtu.be/ZaoETKqxfzw>

3月2・3日、大盛況のうちに終了した小鮎地区公民館まつり。
当日の感動を YouTube (ユーチューブ) で振り返ります。
20分間のダイジェスト版としてまとめました。あなたやお
友達などの勇姿、力作の数々を見つけてみてください。
スマートフォンなどで右の二次元コードを読み取るか、「第
44回小鮎地区公民館まつり」と検索してご覧ください。



第44回小鮎地区公民館まつり



お知らせ

- 各種証明発行のお休み 29日(祝)
 - 図書室のお休み 15日(月)、29日(祝)
 - ★ 子育てサロン「あゆっこ」の開催 9日(火) 10:00~11:30
申し込み不要。0歳~未就学児と保護者が対象
- 問 公民館 ☎241-1265
問 図書室 ☎242-1403



子育てサロン あゆっこ

小鮎地区地域福祉推進委員会では、子育て支援を目的に毎月第2火曜日、公民館集会室にて子育てサロンを開催しています。お子さんと一緒に遊びながら子育てについておしゃべりしてみませんか。スタッフは地域の民生委員さん児童委員さんです。参加費用は掛かりません。子育てに頑張っている皆さん、お気軽にご参加ください。



保護者も子どもも笑顔になって、くつろぎの時間を過ごす

【開催予定】 毎月第2火曜日 10:00~11:30

4月9日・5月14日・6月11日・

7月9日・8月6日・9月10日・

10月8日・11月12日・12月10日・

(令和7年)

1月14日・2月11日・3月11日



※ 日程・会場は変更または中止となる場合があります。

【対象】 未就学児(0歳~)とその保護者
※事前申し込み不要。直接おいでください。

【問合せ】 小鮎公民館 ☎241-1265

組織とメルアドが新しく！お知らせ

4月1日から市役所の組織が新しくなり、これまで地区市民センターは協働安全部、公民館は教育委員会の社会教育部の所管でしたが、4月から市民交流部に統一されます。

また、小鮎公民館・小鮎地区市民センターのメルアド(Eメールアドレス)が次のとおりとなります。従前のアドレスは使えなくなりますのでご注意ください。

小鮎公民館・小鮎地区市民センター
0258@city.atsugi.kanagawa.jp

なお、公民館および地区市民センターの業務は従前どおりですので、よろしく願います。

【問合せ】 小鮎公民館 ☎241-1265

小学校給食調理員募集

募集

【勤務先】 毛利台小学校 調理場

【勤務日】 給食提供実施日(原則、月曜日から金曜日)

【勤務時間】 原則9:00~15:00(休憩時間45分除く)
5時間15分勤務

【期間】 5月中旬~7月31日(更新あり)

【募集人数】 若干名

【時間給等】 1,226円(地域手当込み)、交通費支給

【勤務内容】 配膳車の運搬、食器洗浄、給食調理補助

【申込み】 4月15日までに市ホームページにある「会計年度任用職員エントリーシート」に、志望理由(書式任意)を添え、学校給食課へ直接または郵送で提出してください。
※不明な点はお問い合わせください。

【問合せ】 学校給食課 ☎225-2668

未来に向けて 子どもたちに読んでほしい本

お知らせ

4月から5月まで小鮎公民館図書室で本の特集を行います！

気になる将来の職業や、今、興味のあるスマホやスポーツ、宇宙に関する本など、子どもたちにおすすめの本を集めました。

どうぞお気軽に手に取ってみてください。皆様のご利用をお待ちしています。



【利用時間】 10:00~12:30、13:30~17:00

【休室日】 4月15・29日、5月3・4・5・6・20日

【問合せ】 公民館図書室 ☎242-1403

自転車用ヘルメット 購入費用を助成します

お知らせ

改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。

【助成額】 2,000円 ※1人につき年1個まで。
支払額が2,000円未満の場合はその購入額。
他の助成と併用不可。

【助成期間】 令和7年3月末日まで

【購入方法】 事業協力店で、指定の助成券(兼申請書)を提出して購入してください。

※ 協力店は、DCM厚木戸室店、ホームセンターコーナン厚木戸室店、愛甲サイクルなどで、詳しくは市ホームページで確認してください。



【問合せ】 くらし交通安全課 ☎225-2760